

発行/広島県印刷工業組合 発行人/中本 俊之
広島市西区南観音一丁目1番22号 TEL(082)293-0906 FAX(082)293-0954
URL : <http://www.hiroshima-pia.jp> E-mail : h.inkumi@estate.ocn.ne.jp



.....
第15回 2019印刷産業夢メッセ開催にあたって

臨時常任理事会開催

.....
第2回 2019印刷産業夢メッセ組織委員会開催

.....
上期中国地区印刷協議会のセミナーより

.....
広島労働局よりお知らせ

.....
働き方改革を実現する「就業規則」作成・改定
セミナーより

.....
福山支部だより

.....
事務局だより

「ざくろ 漢字で書くと 石榴、柘榴」

もう9月で、稲刈りも始まります。写真は、街中の庭等でも見受けられる「ざくろ」です。外見は茶褐色で、少しおどろおどろしい感じですが、中にはルビーのような赤く美しい実がまっています。市販されているざくろはアメリカ産、イラン産を中心とした輸入品。国内産のざくろに比べて甘みが強く酸味の少ない品種です。

国内産は割れたところから赤い果粒を手で出して食べます。しかし、輸入物は割れないので、花落ち部分を落とし、櫛形に切ると食べやすくなります。可食率はたったの20%程度。また、種の周りのゼリー状の部分も食べられます。幼いころに食べた思い出は、酸っぱくて種がほとんどで、種やまわりの皮に歯が当たると苦かったのを覚えています。最近ではほとんど実をつけたままで、あげくの果てには地面に落ちて腐っている光景をよく見ます。甘酸っぱい思い出です。

現在と未来と夢を語り合う情報交流の場

「第15回 2019 印刷産業夢メッセ」

10月11日(金)～12日(土)開催



実行委員長 中本 俊之

印刷の未来へ! ヒントがつかめる“夢メッセ”

広島県の経済は緩やかに拡大しているとされていますが、消費税率の引き上げの影響や米国の保護主義的政策、日韓関係の悪化など景気後退の可能性があり、相変わらず厳しい経営環境にあります。われわれ中小印刷会社の生き残りは今まさに正念場を迎えます。

第15回目の印刷産業夢メッセは「印刷の未来へ! ヒントがつかめる“夢メッセ”」をテーマに開催します。今年の夢メッセも多数のプログラムを用意しております。基調講演やソリューションセミナーから得られるヒント、登壇者の皆さまと聴講者の皆さまとの交流から生まれるヒントなど、2日間さまざまなシーンから見つけ出せる「ヒント」をたっぷり持ち帰り、課題解決や新たなチャレンジにつなげていただければ幸いです。

昨年からテーマ案を組合員から募集していますが、今年もどのような夢メッセにしたいかという思いが詰まった案が集まりました。

開催告知ポスターのデザイン案につきましても毎年組合員から募集しており、今年の応募は36作品。最優秀賞のほかにもテーマにふさわしいアイデアが盛り込まれた素晴らしいデザイン案ばかりで、表現の面白さをあらためて感じています。

昨年から会場を広島ガーデンパレスに移して心機一転スタートした夢メッセですが、これらの応募作品全てに一つひとつ、目を通してるとさまざまな思いや期待が感じられ、有意義な夢メッセにしなければという意欲が一層高まります。

「広島平和ポスター学生コンペティション」入選17作品の展示もここ数年恒例となっており、今年も公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会(JAGDA)広島地区様のご協力により実現できることとなりました。これは広島県でデザインを学ぶ大学・専門学校の学生が作品を応募する数少ないコンペティションです。

若い世代が平和について真剣に考え、世界に伝えたい熱い思いを表現できるということは、平和な未来への大きな希望です。独創的な視点で描かれた「平和」を見ることによって、大人もあらためて考えさせられるのではないかと思います。ぜひご覧ください。

印刷業界は日々変革と進歩を繰り返して未来に向かっていきます。いつの時代も人々に求められる印刷の価値を創造し続け、夢を描ける未来を築いていきたいと思っています。

人にココロに想いをつたえる。

U-POST

Universal POST Inc.

株式会社ユニバーサルポスト

本社・広島ウエストオフィス
〒733-0833 広島市西区商工センター7丁目5-52
TEL.082-277-5588 FAX.082-277-1163
オフィス・支店/広島イーストオフィス・東京支店・大阪支店・松山支店
【認証・認定】ISO14001 ISO9001 グリーンプリンティング認定工場
森林FSC プライバシーマーク 全印工連CSRスリスター

<https://www.u-post.co.jp> U-POST

“CHUO”は

環境負荷低減への具体的な
取組みを推進しています。

- 紙資源の再資源化の推進。
- 印刷諸材料のエコマーク商品利用の推進。
- 省資源、省エネルギー活動の推進。

“環境にやさしい印刷会社”の実現に努めます。



広島中央印刷株式会社

本社/〒730-0042 広島市中区国泰寺町一丁目5-18
Tel.(082)241-9291(代) Fax.(082)246-4486

ISO14001



「役員会レポート」

臨時常任理事会開催

8月8日(木)午後2時30分から、臨時常任理事会が広島印刷会館会議室に於いて、役員7名出席で開催された。

中本理事長から「昨日、全印工連で役員会がありました。その中で10月4日に大阪で全印工連フォーラムが各委員会の開催を含めたもので、催されることが発表されたのでお知らせします。そして、今取り組んでいる2022全日本印刷文化典広島大会もあと3年先となり、来年長野県で行われる10月の全国大会では広島開催をアピールしなければなりません。皆さんの協力なしでは達成できません。ぜひ、よろしくお願いいたします」と挨拶があり議事に入った。

議 題

- (1) 2022全日本印刷文化典広島大会
 - ・実行委員会編成表について

- ・実行委員会組織の事務分掌について
 - ・キャッチフレーズについて
 - ・見積書等
- (2) 営業講座受講者募集について
 - (3) フォーム印刷工業会からのセミナー協力について
 - (4) 2019夢メッセ支部別入場券販売目標について
 - (5) その他



「2019印刷産業夢メッセ」

第2回2019印刷産業夢メッセ組織委員会開催

8月8日(木)午後1時30分から、第2回2019印刷産業夢メッセ組織委員会が広島印刷会館会議室に於いて、実行委員16名出席で開催された。

小下委員長から「今日の会議は8月27日の報道発表に向け、ある程度最終的な会議にしたいと思いますのでご協力をよろしくお願いいたします。プログラムにつきましては、ソリューションセミナーがあと3コマ空いておりますが、どうか、今からでも皆さまのご紹介により少しでも埋めたいと思っておりますのでご協力をお願いします。広告掲載は一応目標に達しました。今はプログラム作成に入っていますが、まだ、ソリューションセミナーの内容報告が少し遅れている状況です。また、昨年も夢メッセに学生さんの広島平和ポスターを展示しましたが、今年も17作品を展示します。月末には報道機関等

への説明会があります、皆さまのご協力をお願いします」と挨拶があり、議事に入った。

議 題

【2019印刷産業夢メッセ】

- (1) 出展・広告依頼結果
- (2) プログラム作成について
- (3) その他



「教育研修委員会より」

「スイッチセミナー in 広島」に大勢参加

7月30日(火)の午後1時30分より中区八丁堀の広島ビジネスタワーで、リコージャパン様のご協力により“脱初級! Illustrator、Photoshop 作業効率化のヒント”のセミナーを、夢メッセでおなじみの鷹野雅弘講師により開催された。

外はこの夏最高に暑い日でしたが、お陰さまで定員30名の受講者は熱心に受講されていた。



【上期中国地区印刷協議会にて】

幸せな働き方改革 STEP3 説明

常務理事 小野 綾子



このプロジェクトでは、ステップ1からステップ5までであり、今日は、ステップ3、業務革新についてお話しします。

今年の4月から働き方改革法案が施行され、既にスタートしておりますが、有給休暇の年5日の取得。そして来年4月からはいよいよ我々中小企業にとってはとても辛いですが、残業時間の45時間の上限が設定されます。この2つの法案は今までに無かったものですが、この法令に違反しますと、従業員1人当たり30万円という罰則規定が初めて設けられます。我々中小企業にとってはもう待ったなしの働き方改革を進めていかなければ企業にとって大変収益の圧迫にもつながりかねないというような状況になっております。

今、いろんな会社さんで困っているのは人手不足ではないかなと思いますが、企業は人手不足になりますと、日々の業務に追われ業務革新がなかなか進みにくくなります。業績を回復させようとする、長時間労働が常態化し、家事とか育児、介護などを担う女性が長時間労働になってしまい、女性の活躍の場が非常に狭められます。

そうすると、制約の少ない男性中心の会社になり、制約の少ない男性も非常に採用が難しくなっております。そうすると会社はどうなるのか、負のスパイラルに陥ることになってしまいます。この負のスパイラルを断ち切って会社を成長させるには、仕事そのものを変えて、多様化した人材の活用と業務革新に取り組む必要があります。

ここで皆さんに5つほど質問をします。1つ目は、皆さんの会社は5年後、あるいは10年後も安泰でしょうか。2つ目、普段から仕事のやり方を見直して効率化が図られているでしょうか。3つ目は、チャレンジしているという雰囲気が会社の中にあるでしょうか。4つ目、

自ら考えて問題意識をもって行動する社員がいらっしゃいますでしょうか。そして5つ目は、社員はやり甲斐を感じて仕事に取り組んでいるでしょうか。この5つの質問の中に1つでももし心当たりがあれば、非常に大変なことになる可能性が高いので、ぜひ業務革新に取り組む必要があるかと思えます。

今、組織を取り巻く環境は、大きく人手不足がありますが、少子高齢化に伴う15歳から64歳の生産人口年齢は、300人未満の会社については、人手不足で大変悩んでいるということが、厚生労働省の労働経済動向調査で明らかになっていきます。2つ目は、様々な価値観や思いを持った人が、1つの職場で働きまして、人の数だけワークライフバランスが存在し、人材も多様化しているいわゆるダイバーシティが年々進んでいる働く人の意識の変化があります。そして、3つ目ですが、お客さんのニーズが常に変化して多様化している可能性があって、様々なレベルで自社の経営に影響してきます。そして4つ目は、今まさに我々印刷業界が直面していますが、目まぐるしく加速する技術革新、いわゆるIoT、ビッグデータ、AIをコアとする第4次産業革命によって、企業はデータを活用した新たなサービス提供が実現できるようになりつつあります。

しかし、その一方で競合他社の動向によっては自社の価値が目減りする脅威もございます。様々な大きな変化が我々を取り巻いている環境の今、業務革新が必要に迫られております。そして、業務革新には2つのアプローチがございます。1つ目は、設備投資のアプローチがあって、スマートファクトリー化による基幹業務システムと連携の仕組みの導入です。これは設備投資を通じて業務



Duplo

from print to documents

デュプロ株式会社 広島支店

広島市西区南観音5-14-6
TEL 082-295-0022



G.P.S

one source/multi useの展開

総合印刷機材

(株)ゴプス

〒733-0833 広島市西区商工センター1丁目4-29
TEL082-279-9400 FAX082-279-9402

革新を行なう方法で、この方法はトップダウンで実行し、業務プロセスの刷新や人件費の削減など大きな業務革新につながり即効性が非常に高い、また効果が大きい反面、費用と切り替えのリスクが一方ではございます。

そして、皆さんにお伝えする内容は、人に対するアプローチです。従業員を取り囲む変化や改善の方法ですが、具体的には業務の無駄を無くして効率化を図る、いわゆる強みや大事にしている価値観を業務に活かす新たな仕事を作るなどが挙げられます。成果が上がるまで時間がかかりますが、従業員参画により我が事意識や問題意識が醸成され、より良くしていこうという風土が形成されていきます。業務革新では、このアプローチを必要としますが、設備投資型の方法は、多くの会社では常採用できるとは限りません。仮に可能だとしましても、企業の競争力は、設備やシステムだけで大抵できないことも多くなっていきますので、設備投資をしたとしても、この従業員の参画型のアプローチが当然必要になります。

そして、今説明した内容について、2つ大きく分かれますが、先ほど説明したスマートファクトリー化を目指した設備投資によるアプローチと、従業員参画型のアプローチになります。ただ設備投資によるアプローチも、やはり人が関わっていかないと、どんなに素晴らしい設備投資をしたとしても、それを活用するのは従業員です。この2つは必要になってくると思います。

先ほど説明しましたが、この従業員の参加型アプローチは4つあります。まず「トノエル」は、いろんな心理的な要因についての取り組みになってきます。そして、成功の循環モデルですが、ここでいうバッドサイクル、グッドサイクルがありますが、まずバッドサイクルは、結果だけを求めて結果の質を向上させることから始めてしまいますと、バッドサイクルに陥りがちです。これはなかなか成果が上がらず、結果の質が低下すると対立や押し付けや命令が横行するようになります。関係の質が低下してしまいます。関係の質が悪化すると、今度人は受け身になってしまって、仕事がつまらないと感じ、思考の質が低下すると言われております。思考の質が低下すると、積極的に行動しなくなり、行動の質が低下し、結果の質が更に低下するというバッドサイクルに陥りがちになっております。それと反対にこれから我々が提唱する業務革新では、グッドサイクルになるような進め方をしていきます。このグッドサイクルは、関係の質を高めるところから始めるとなります。セミナーでは、この成功の循環モデルについても詳しくお伝えする予定でございます。この成功の循環モデルを考えたのは、マサチューセッツ工科大学のダニエル・キム教授が提唱しているものです。

そして、2つ目の「ナガレル」という言葉ですがけれども、これは業務の貢献対象と目的を明確にして、仕事をスムーズに促すようにすることです。長く行って

いた仕事は、徐々に業務の流れに無理無駄が当然出てきます。特に長年引き継がれてきた仕事は、前任者のやり方や考え方が積もりに積もってしまいがちになります。人は、慣れたやり方を固執し非効率な進め方だとわかっていても、多少の不具合には目を瞑ってそれをしてしまう傾向があります。業務の効率化を行うことがとても重要です。何のために、誰のためにやっているかもあやふやになっている仕事も、もしかして皆さんの会社に無いでしょうか。過去には重要な意味を持っていた仕事でも、目的が変わり、現在の目的に沿っていないことがよくあります。仕事が増えても減ることが無いのが世の常ではないでしょうか。この「流れる」では、貢献対象と目的を明確にし、業務がスムーズに流れるようにして参ります。

そして、3つ目ですが、「コダワル」ということは、強みになりますけれども、強みでは、製品とかサービスが中心の機能になっていまして、その核を中心に物的特性、付加価値、付随価値の4層で捉えることができます。この自社の強みを業務革新で探すことを学んでいきます。そして最後に、「ツクル」というのは、お客様にとって、価値のある仕事を作り活動に広めていきます。競争が激しい今、会社を発展させていくためには、現状の仕事の効率化だけではなく、今後に向けた新しい仕事を作りだしていく活動もとても重要になります。価値のある新たな仕事は営業部門や生産部門、管理部門でそれぞれ取り組む必要があります。セミナーでは、その取り組み方法を伝えさせていただきたいと思っております。

そして最後に、今回のこのセミナーの狙いと業務革新を成功に導くためには、業務革新セミナーとこれから皆さんのお手元にお届けさせていただきます業務革新ワークブックは、業務革新のきっかけ作りさせていただくことを前提に推進していきます。まずは、各社でトライしていただき、行き詰ったり、本格的に取り組んで行きたいということになりましたら、専門家やコンサルタントの協力を仰ぎ、業務革新を進めていただければと考えております。そして、業務革新を今後、皆さんが各社で取り組んでいく際に、進めていく、サポートしていただける会社ですが、こちらのほうは、産業能率大学のほうで進めていただく予定です。産業能率大学は、マネジメントの総合教育研修機関です。各企業や官庁、自治体などからの依頼で多くの研修の実績があります。

今後の全印工連で進めて参ります働き方改革のセミナーの開催をご期待ください。皆様ご清聴ありがとうございました。



【広島労働局よりお知らせ】

平成31年度業務改善助成金のご案内(令和元年度)

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

・事業場内最低賃金を30円以上引上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

概要

コース	引上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の 差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	4/5 生産性要件を満たした 場合は 9/10(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の 差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	3/4 生産性要件を満たした 場合は 4/5(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

※ここでいう、「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問合せ先

広島働き方改革推進支援センター（厚生労働省広島労働局委託事業）

〒730-0011 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4F TEL 0120-610-494

（株）東京リーガルマインド広島支社内）

申請先

広島労働局 雇用環境・均等

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館5階

TEL 082-221-9247

ROBOCUT SYSTEM

コンピューターカッターを中心とする
給排紙省力化システム

イトーテック株式会社

大阪支店

〒577-0022 東大阪市荒本新町3-29

TEL(06)6618-5335 FAX(06)6618-5337

省電力UV印刷対応完全無処理版
47
全都道府県で
500社
突破!!

KODAK SONORA
プロセスフリー プレート

Sonora
Process Free Plates

世界最強タッグが小ロット印刷の
環境を変える。

KODAK ACHIEVE
サーマルCTPプレートセッター

	+	
KODAK SONORA		KODAK ACHIEVE
処理薬品が不要	ローコスト	低コストで高品質
自動現像機不要	コンパクト	省スペース
廃液、廃材の削減	エコ	消費電力64%削減

コダックが、皆様の印刷環境にベストなソリューションを提案します。

コダック ジャパン
関西事業所
〒564-0063 大阪府吹田市江坂町2-1-43
KYUHO江坂ビル TEL.050-3819-1266
http://www.kodak.co.jp

【働き方改革を実現する「就業規則」作成・改定セミナーより】

～ モデル就業規則を活用した職場環境の見直しの中から ～

5月号で年次有給休暇を5日間取得について述べましたが、そのセミナーでよくある質問のQ & Aがありましたのでご紹介いたします。

【 基準日に関するご質問 】

Q.1 2019年4月より前(例えば2019年1月)に10日以上年次有給休暇を付与している場合には、そのうち5日分について、2019年4月以後に年5日確実に取得させる必要がありますか。

改正法が施行される2019年4月1日以後、最初に年10日以上年次有給休暇を付与する日(基準日)から、年5日確実に取得させる必要があります。よって、2019年4月より前に年次有給休暇を付与している場合は、使用者に時季指定義務が発生しないため、年5日確実に取得させなくとも、法違反とはなりません。

Q.2 4月1日に入社した新入社員について、法定どおり入社日から6か月経過後の10月1日に年休を付与するのではなく、入社日に10日以上年次有給休暇を付与し、以降は年度単位で管理しています。このような場合、基準日はいつになりますか。

この場合、4月1日が基準日となります。

【 対象となる休暇に関するご質問 】

Q.3 使用者が年次有給休暇の時季を指定する場合に、半日単位年休とすることは差し支えありませんか。また、労働者が自ら半日単位の年次有給休暇を取得した場合には、その日数分を使用者が時季を指定すべき年5日の年次有給休暇から控除することができますか。

時季指定に当たって、労働者の意見を聴いた際に、半日単位での年次有給休暇の取得の希望があった場合には、半日(0.5日)単位で取得することとして差し支えありません。また、労働者自ら半日単位の年次有給休暇を取得した場合には、取得1回につき0.5日として、使用者が時季を指定すべき年5日の年次有給休暇から控除することができます。(なお、時間単位の年次有給休暇については、使用者による時季指定の対象とはならず、労働者が自ら取得した場合にも、その時間分を5日から控除することはできません。)

Q.4 パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者であって、1年以内に付与される年次有給休暇の日数が10日未満の者について、前年度から繰り越した日数を含めると10日以上となっている場合、年5日確実に取得させる義務の対象となるのでしょうか。

対象とはなりません。前年度から繰り越した年次有給休暇の日数は含まず、当年度に付与される法定の年次有給休暇の日数が10日以上である労働者が義務の対象となります。

Q.5 前年度からの繰り越し分の年次有給休暇を取得した場合には、その日数分を使用者が時季を指定すべき年5日の年次有給休暇から控除することができますか。

労働者が実際に取得した年次有給休暇が前年度からの繰り越し分の年次有給休暇であるか当年度の基準日に付与された年次有給休暇であるかについては問わないものであり、ご質問のような取扱いも可能です。

Q.6 法定の年次有給休暇に加えて、会社独自に法定外の有給の特別休暇を設けている場合には、その取得日数を5日から控除することはできますか。

法定の年次有給休暇とは別に設けられた特別休暇(たとえば、労働基準法第115条の時効が経過した後においても、取得の事由及び時季を限定せず、法定の年次有給休暇日数を引き続き取得可能としている場合のように、法定の年次有給休暇日数を上乗せするものとして付与されるものを除く。以下同じ。)を取得した日数分については、控除することはできません。なお、当該特別休暇について、今回の改正を契機に廃止し、年次有給休暇に振り替えることは、法改正の趣旨に沿わないものであり、労働者と合意することなく就業規則を変更することにより特別休暇を年次有給休暇に振り替えた後の要件・効果が労働者にとって不利益と認められる場合は、就業規則の不利益変更法理に照らして合理的なものである必要があります。

Q.7 今回の法改正を契機に、法定休日ではない所定休日を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇として時季指定することはできますか。

ご質問のような手法は、実質的に年次有給休暇の取得の促進につながっておらず、望ましくないものです。

Q.8 出向者については、出向元、出向先どちらが年5日確実に取得させる義務を負いますか。

在籍出向の場合は、労働基準法上の規定はなく、出向元、出向先、出向労働者三者間の取り決めによります。(基準日及び出向元で取得した年次有給休暇の日数を出向先の使用者が指定すべき5日から控除するかどうかについても、取り決めによります。) 移籍出向の場合は、出向先との間のみ労働契約関係があることから、出向先において10日以上年次有給休暇が付与された日から1年間について5日の時季指定を行う必要があります。(なお、この場合、原則として出向先において新たに基準日が特定されることとなり、また、出向元で取得した年次有給休暇の日数を出向先の使用者が指定すべき5日から控除することはできません。)

【福山支部だより8月例会】

「近況報告 各部の進捗はいかがですか? (2)」

8月19日(月)、お盆休み明けの月曜日、福山支部価値組委員会の8月(第196回)例会を開催しました。今回も先月に引き続き、価値組の3つの主な事業についてフリートークを交えながら進捗状況の確認をするミーティングの例会でした。

価値組の3つの主な事業、夢メッセでのセミナー、今年で9回目になる「笑顔のカレンダー」、そして地元の専門学校での出前授業。この3つについて、春の例会で考えたコンセプトは「令和らしくアップデートしていこう」。今までの良いところを踏襲しつつ、マンネリにならないよう新しい考え方を取り入れてアップデートしていく。これをベースにした打合せの2回目でした。



先月と同じことと言えど、されど1ヶ月の進捗とか変わっていく状況に合わせ、発想も磨かれていく。新しいアイデアが出るのが不思議でもあり、新鮮な驚きがありました。

笑顔のカレンダーの今年度制作の2020年版の進捗報告とともに、最後の10年目の集大成のカレンダーについてどう企画していくか。皆さんから素敵なヒントをいただきワクワクしています。専門学校での出前授業は、変化していく環境に合わせて「流れを意識」していく。そして、いよいよ開催が10月に迫ってきた夢メッセでのセミナーは「価値組らしく」を一緒に創っていけるよう皆んなでいろいろ考えています。

ざっくばらんに話せる場だからこそ、いろいろ見えてくることある。いろいろ話が出来て、いろんな話が聴けて、中にはハッとするコメントがあったりと、充実感のある例会でした。これからさらに磨いていければと思っています。(占部)



事務局だより

◎組合のうごき

8月	7日	常任役員会	東京
	8日	夢メッセ第2回組織委員会 臨時常任理事会	印刷会館
	24日	全青協正副議長会	三重
	27日	第3回常任・拡大理事会、第1回支部長会、 夢メッセ第5回三役会、 夢メッセ報道発表、夢メッセ出展説明会	広島 ガーデンパレス

9月	6日	印刷の月 メモ帳配布	八丁堀付近
	13日	日印産連印刷の月	ホテル ニューオータニ
	14日	全青協 近畿ブロック会議	京都
	21日	全青協 中部ブロック会議	名古屋

◎組合員の異動

【住所移転】

(株)ハイマン インターナショナル
新住所 〒720-0825
福山市沖野上町二丁目13番2号 1F
電話番号 084-928-3544 (変更なし)

皆様を支えられて
73年
MIKI TRADING Co., Ltd.

コミュニケーションは紙からはじまる

お客様のニーズに適確にお応えします

総合商社

紙のミキ

三木商事株式会社

〒739-0605 広島県大竹市立戸4丁目1-15
電話(0827)53-0005 FAX(0827)53-0006